

専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、
幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

**幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、
高等学校の担当者等を支援します。**

たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・授業研究会を行うので、指導・助言をお願いしたい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師を依頼したい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。



【申請・派遣の手続き】

	依頼者	担当する巡回相談員
巡回相談の担当	幼稚園・保育所等、 小・中学校の特別支援学級・通級指導教室	特別支援学校
	小・中学校の通常の学級	小・中学校、特別支援学校
	高等学校	特別支援学校（連携校・別紙参照）

*基本の担当としますが、相談内容に応じて柔軟に対応します。

1 巡回相談の依頼	○ 事前に電話で打診し、相談内容、期日を確認する。 【依頼者が幼稚園・保育所等、小・中学校の特別支援学級・通級指導教室、高等学校の場合】 依頼者は、学校へ直接連絡をします。
	【依頼者が小・中学校の通常の学級の場合】 依頼者は、各教育事務所を経由し依頼します。相談内容に応じて、各教育事務所が小・中学校、特別支援学校の巡回相談員の依頼を調整します。
2 派遣申請書の提出	○ 日時が確定したら、依頼者は派遣申請書を送付します。
3 巡回相談員の派遣	○ 相談内容に応じて巡回相談員を派遣します。
4 報告書の提出	○ 事業終了後、依頼者は報告書を提出します。（裏面記載様式参照） 【依頼者が幼稚園・保育所等、高等学校の場合】 直接、教育庁特別支援教育課へ提出ください。 【依頼者が公立幼稚園、小・中学校の場合】 管轄の教育事務所を経由し、教育庁特別支援教育課へ提出ください。

問い合わせ先：教育庁特別支援教育課 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL(023)630-3346 FAX(023)630-2774

このリーフレットは山形県のホームページに掲載されています。

山形県 巡回相談



専門の巡回相談員（特別支援学校教員、小・中学校教員）が、幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等で特別支援教育を推進するための支援をします。

特別支援巡回相談事業

山形県教育委員会

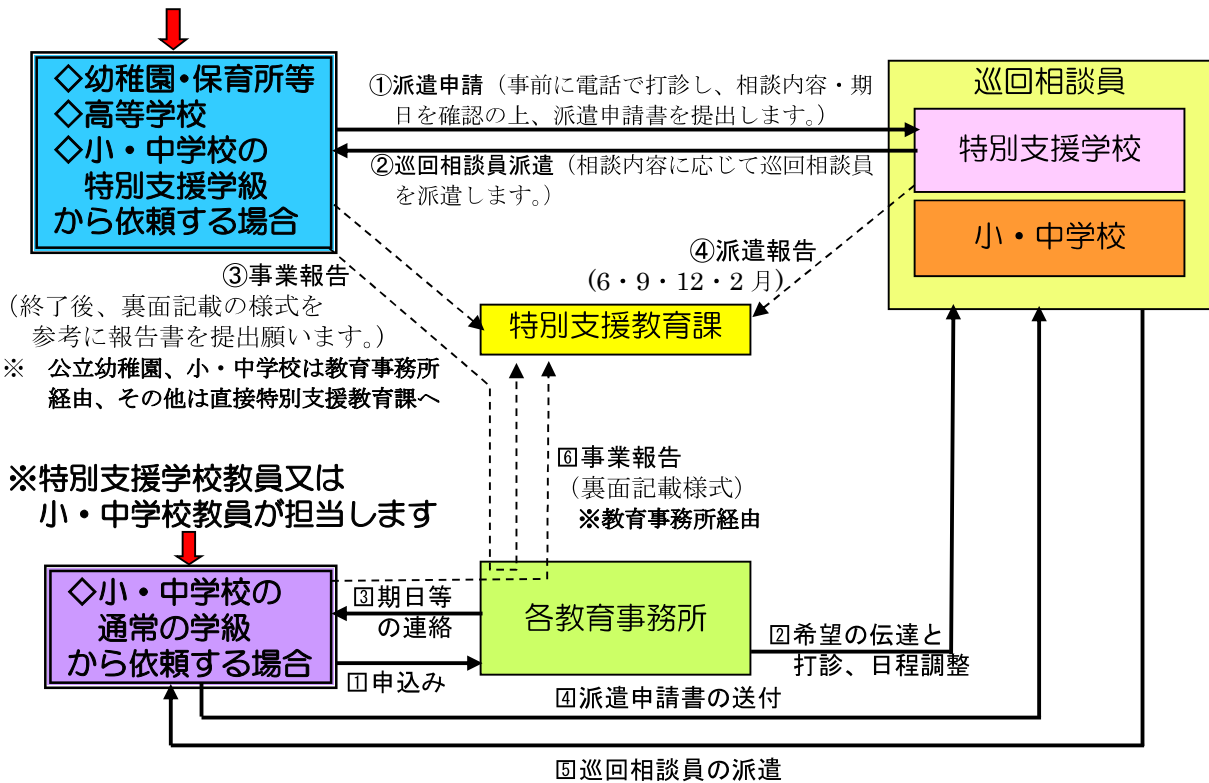
幼稚園・保育所、小・中学校（通常の学級、特別支援学級）、高等学校の担当者等を支援します。

たとえば、こんな場合にご活用ください。

- ・子どもの実態把握や支援方法について相談したい。
- ・特別支援学級の学級経営や教育課程編成について相談したい。
- ・授業研究会を行うので、指導・助言をお願いしたい。
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成について助言をお願いしたい。
- ・幼稚園・保育所等、学校の特別支援教育体制づくりについて助言がほしい。
- ・市町村教育研究会や学校・幼稚園・保育所等で、特別支援教育の研修会を行う際の講師を依頼したい。
- ・発達障がいのある生徒の就労支援について、相談したい。

申請・派遣等の手続き

※特別支援学校教員が担当します



問い合わせ先：教育庁特別支援教育課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

TEL (023) 630-3346 FAX (023) 630-2774